

滝川市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年 7月28日(水) 14時00分から14時27分
2. 開催場所 滝川市庁舎3階301・302会議室
3. 出席委員(16人・議席番号順)

会長	木 幡 孝 雄
会長職務代理者	内 野 淳 志
委員	14人
4. 欠席委員 0人
5. 議事日程
 - 1 会長あいさつ
 - 2 議事録署名委員の指名
 - 3 会期の決定について
 - 4 報告1 一般事務報告について
 - 5 議案1 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約について
 - 6 議案2 農地法第18条第6項の規定による届出について
 - 7 議案3 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
 - 8 議案4 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 9 議案5 現況証明願について
6. 農業委員会事務局職員

議 長	(会長、挨拶の後) それでは只今から第 1 3 回農業委員会総会を開催します。 本日出席委員は 1 6 名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しています。 議事日程 2 番、議事録署名委員の指名は、議長において指名してよろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	本日の議事録署名委員に 9 番、長谷川委員、 1 0 番、佐藤委員を指名いたします。 議事日程 3 番、会期の決定について、会期を本日限りとすることよろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	会期は本日 1 日限りいたします。 議事日程 4 番、報告第 1 号、一般事務報告について、事務局に説明を求めます。
説 明 員	報告第 1 号、一般事務報告について説明します。 (報告第 1 号について資料により報告)
議 長	説明が終わりました。質疑、意見を求めます。
各 委 員	(なしの声あり)
議 長	質疑、意見を終了いたします。 報告第 1 号については、報告済・承認とします。
議 長	議事日程 5 番、議案第 1 号、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約について事務局に説明を求めます。
説 明 員	議案第 1 号、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約について説明します。今月は 1 件です。 1 番、黄金町 番、現況地目「畑」、面積 2,953 m²、 さんと さんの JA たきかわを通した転貸の解約で解約理由は、貸主の申出によるものです。議案第 4 号で説明しますが、転用による売買を予定しています。

	尚、本面積と議案第４号との面積に差異がございますが、丁目の農地は分筆し、全面積宅地転用予定であることから解約、丁目も分筆し、残り 600 ㎡ほどしかなくこちらも転用予定であることから今回、まとめて解約するものです。 本案件は、賃貸借の解約が成立していると認められることからよろしくご審議のほどお願いいたします。以上で説明を終わります。
議長	説明が終わりました。質疑意見を求めます。
各委員	(なしの声あり)
議長	質疑意見を終了いたします。
	議案第１号について、許可申請は許可相当とすることによろしいですか。
各委員	(異議なしの声あり)
議長	議案第１号については、原案のとおり決定といたします。
	議事日程６番、議案第２号、農地法第１８条第６項の規定による届出について事務局に説明を求めます。
説明員	議案第２号、農地法第１８条第６項の規定による届出について説明します。
	１番、江部乙町 番、現況地目「田」、面積 594 ㎡、さんとさんとの３条使用貸借の解約で解約理由は、貸主の申出によるものです。議案第４号で説明しますが、孫が生活するための農家住宅建築を予定しています。そのため分筆した部分を解約し、５条転用します。 本案件は、農地法第１８条の規定に基づき合意解約がなされているので、賃貸借の解約が成立していると認められることからよろしくご審議のほどお願いいたします。以上で説明を終わります。
議長	説明が終わりました。質疑、意見を求めます。
各委員	(なしの声あり)
議長	質疑、意見を終了いたします。
	議案第２号について、許可申請は許可相当とすることによろしいですか。

各 委 員 議 長	(異議なしの声あり) 議案第 2 号については、原案のとおり決定いたします。 議事日程 7 番、議案第 3 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について審議を求めます。事務局に説明を求めます。
説 明 員	議案第 3 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について説明いたします。 1 番、滝の川町 番、現況地目「田」、転用面積 433 m²、申請人 さん、転用目的は農家住宅の建築です。自宅が老朽化したことから、敷地内に新たに建築するものです。 施設の概要、工期については記載のとおりです。周辺の農地等への影響はなく、転用目的も適正であり、必要な資金力もあり、農地転用して申請に係る用途に供することが認められますので、審議をお願いいたします。以上で説明を終わります。
議 長	説明が終わりました。質疑、意見を求めます。
各 委 員	(なしの声あり)
議 長	質疑、意見を終了いたします。議案第 3 号について、許可申請は許可相当とすることよろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	議案第 3 号については原案のとおり決定いたします。 議事日程 8 番、議案第 4 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について審議を求めます。事務局に説明を求めます。
説 明 員	議案第 4 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について説明いたします。今月は所有権移転 2 件、使用貸借権 1 件です。 1 番、黄金町 番、現況地目「畑」、譲渡人 さん、譲受人 さん。転用面積 212 m²、転用目的は一般住宅建築です。 2 番、黄金町 番、現況地目「畑」、譲渡人 さん、譲受人 さん。転用面積 640 m²、転用目的は一般住宅建築です。 3 番、江部乙町 番、現況地目「田」、貸主 さん、借主 さん。転用面積 594 m²、転用目的は孫の農家住宅建築建築です。 さんは農業を

		継ぎ、現住所地から通っているため、農家住宅を建てるものです。 工期、概要については記載のとおりです。以上1番から3番までは、周辺の農地等への影響はなく転用目的も適正であり、必要な資金力もあり、農地転用して申請に係る用途に供することが認められますので審議をお願いいたします。以上で説明を終わります。
議 長		説明が終わりました。質疑、意見を求めます。
各 委 員		(なしの声あり)
議 長		質疑、意見を終了いたします。議案第4号について、許可申請は許可相当とすることよろしいですか。
各 委 員		(異議なしの声あり)
議 長		議案第4号については、原案のとおり決定いたします。
		議事日程9番、議案第5号、現況証明願について審議を求めます。事務局に説明を求めます。
説 明 員		議案第5号、現況証明願について説明いたします。今月は2件です。 1番、より申請を受けました。鉄塔用地、変電用地等について登記簿地目が「田」、「畑」になっている場所について現況を確認するためのものです。農業委員の皆様の協力を得て、議案の二の坂町、南滝の川、西滝川、東町、北滝の川、江部乙町の65筆の現況確認をしましたが、鉄塔用地についてはコンクリート構造物が埋設されており現況「雑種地」としたところです。 2番、本町 番他18筆、地目「田」、「畑」、面積は合計で4,247㎡。の申請で、現在は駐車場となっています。現況については備考欄のとおり、4名の農業委員とそれぞれ現地確認をしたところです。以上審議のほどよろしくをお願いいたします。
議 長		説明が終わりました。議案第5号、申請番号1番について質疑、意見を求めます。
各 委 員		(なしの声あり)
議 長		質疑、意見を終了します。議案第5号、申請番号1番について、許可申請は許可相当とすることよろしいですか。

各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	議案第 5 号、申請番号 1 番については、原案のとおり決定とします。 次に議案第 5 号、申請番号 2 番については、農業委員会法第 3 1 条に基づき委員の退室をお願いします。
	(委員 1 4 : 1 5 退室)
議 長	議案第 5 号、申請番号 2 番について、質疑意見を求めます。
各 委 員	(なしの声あり)
議 長	質疑意見を終了いたします。議案第 5 号、申請番号 2 番については、許可申請は許可相当とすることによろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	議案第 5 号、申請番号 2 番については、原案のとおり決定といたします。委員の入室をお願いします。
	(委員 1 4 : 1 6 入室)
議 長	本日の議案については、以上でございます。 それではその他団体推薦の委員さんから連絡事項等ありましたらお願いいたします。
	(各推薦委員から事務連絡あり)
議 長	その他、事務局からお願いいたします。
説 明 員	(行事予定について資料に基づき報告)
議 長	第 1 4 回総会は 8 月 2 7 日からということで決定します。 以上をもちまして、第 1 3 回滝川市農業委員会総会を閉会いたします。皆さんご苦労さまでした。(1 4 : 2 7)